

## 職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1 所属部局	政策部・本庁
2 職 階	課長補佐級
3 年 齢	57歳
4 性 別	男 性
5 事案の概要	令和7年2月13日午後9時27分頃、善通寺市内の国道において、私用で自家用車を運転中、前方交差点の対面信号機が赤色を表示しているのを看過し、同交差点入口付近の横断歩道上を走行していた自転車と接触、転倒させ、相手方に傷害を負わせたことにより、令和8年2月21日に罰金100万円に処せられたもの。
6 処分の内容	戒告
7 処分の時期	令和8年3月25日